

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談	7月13日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 7月5日(火) 午前8時30分～) 7月27日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 7月19日(火) 午前8時30分～) 8月10日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 8月2日(火) 午前8時30分～)	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 ※市役所代表電話(33)3111では 予約できません
	電予 いずれも先着6人		
司法書士相談	20日(水) 午後1時30分～4時30分 先着6人(受付 12日(火) 午前8時30分～)		
行政相談	14日(水) 午後1時30分～4時	安土コミュニティセンター 2階 相談室	
人権相談	14日(水) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5553
	28日(水) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	
福祉の総合相談・ 生活困窮の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	市役所2階 福祉政策課窓口	福祉暮らし仕事相談室 TEL(36)5583・FAX(32)6518
職業相談 (求人票の配布、就職な どにかかる相談)	12日(火) 午前9時30分～11時30分	八幡子どもセンター	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
	12日(火) 午後1時30分～3時30分	八幡東子どもセンター	
	月～金曜 午前8時30分～午後5時	ハローワークプラザ近江八幡	ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談)	22日(金) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談	7月4日(月) 午前9時～午後8時	安土町商工会	安土町商工会 TEL(46)2389 近江八幡商工会議所 TEL(33)4141
	8月1日(月) 午前9時～午後8時	近江八幡商工会議所	商工労政課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
農業相談	7月1日(金) 午前9時30分～11時30分	総合支所3階 B会議室	農業委員会
	8月1日(月) 午前9時30分～11時30分	総合支所 消防司令室	TEL(36)5520・FAX(46)5320
介護者のつどい	20日(水) 午後1時30分～3時 ※高齢のご家族を介護されている人が対象	ひまわり館2階 研修室3	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談	月～金曜 午前9時～午後4時30分 ※幼児・小・中学生とその保護者対象	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
保育人材バンク 『出張就職相談』	15日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL 077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所	8月18日(水) 午前10時～午後4時	ひまわり館2階 研修室3	草津年金事務所お客様相談室 TEL 077(567)1311
心配ごと相談	月～金曜の偶数日(祝日を除く) 午後1時～4時	ひまわり館1階 相談室1	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	
退職男性のための 地域活動相談	25日(月) 午後1時～3時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時		
保護司相談	26日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡保護区保護司会 TEL(46)3141(内線345)
税務相談	7月14日(水) ※8月はありません 午前10時～午後4時	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	15日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫本店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	4日(月)・12日(火)・20日(水)・28日(木) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725



電力契約の変更トラブル 「電気代が安くなる」などの勧誘に注意!



【事例】

「大手電力会社の委託を受けて来ました」と訪問があった。電気代が安くなるので検針票を見せるように言われ差し出すと、何かを記録して帰っていった。後日請求書を見ると、契約先の電力会社に変更されていることがわかった。

平成28年から電力の小売りが全面自由化され、従来の地域の電力会社以外の電力事業者と自由に契約ができるようになりました。しかし訪問した事業者が、検針票を見せるように迫ったり、「マンション全体の契約先が変更になる」と偽って契約を迫ったりする相談が寄せられています。

【アドバイス】

- ・大手電力会社の委託と言われても、訪問してきた会社の社名や連絡先、目的を確認しましょう。
- ・電気代が安くなると言われても、その場では契約せず、必ず契約内容を確認しましょう。
- ・マンションなどの集合住宅では、管理会社や大家さんに連絡して、事業者の説明が事実であるか確認しましょう。
- ・検針票には電力契約の切り替えに必要な情報が記載されています。取り扱いには十分注意してください。
- ・訪問販売の場合、書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフが可能です。期間内に書面で契約先に申し出てください。

消費者トラブルで困ったらご相談ください!

近江八幡市消費生活センター (人権・市民生活課内)
TEL(36)5566・FAX(36)5553

いやや
消費者ホットライン
188



4 限目 自治会要望で協働のまちづくり

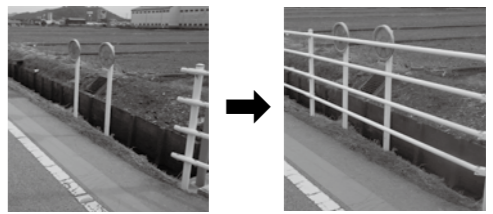
生活をしていると、地域の危険箇所や困りごと、改善すべきところなどが見えてきます。

市では協働のまちづくりを推進していることから、地域の美化活動や防犯・防災など、自治会でできることは自治会で対応していただいています。しかし、道路や河川に関すること、交通安全施設の整備、危険箇所の事前対応など、自治会だけでは対応することができない課題もあります。これらの課題に対応するため、「自治会要望」という制度を設けています。

自治会要望は、自治会の総意としてその内容を示した文書を市に提出していただく必要があります。地域の課題などに気付いた場合は、まずは自

治会へ伝えてください。自治会から提出のあった要望は対応を協議・検討し、実施の可否などを回答します。

自治会要望の制度を活用し、住民、地域、行政が協働しながら、より良いまちづくりを実現しましょう。



例：自治会要望で通学路に設置された転落防止柵

自治会加入を希望する人へ、地域の自治会を紹介します!

問 まちづくり協働課 TEL(36)5552・FAX(36)5553